

議案第 53 号

幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 7 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 7 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、外国人に対する生活保護の措置に関する事務の規定を削除したいので、この案を提出するものである。